

久喜市学童保育運営協議会個人情報保護規程

(平成23年10月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、久喜市学童保育運営協議会が取扱う個人情報に関して必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 個人情報の取扱いに関しては、平成28年4月1日締結した久喜市立つばめクラブ他17クラブの管理運営に関する基本協定書第16条に基づき行うものとする。

2 その他個人情報の取扱いに関しては、久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)の例により行うものとする。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。